

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 脱炭素社会の実現への取り組みとして、モーダルシフトや低公害車両の導入を積極的に進めます。
- 輸送責任を果たすべく、安全・安定輸送の確保に積極的に取り組みます。
- 働き方改革をふまえ、適正な労務管理等を推進します。
- 輸送秩序を法令遵守の精神でコンプライアンスの維持を図る。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と協力会社（下請事業者）との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請をおこないません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議をおこなうとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付をおこないます。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引をおこない、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更をおこないません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

○財務内容の安定と従業員の定着の維持に常に努め、福利厚生の充実を進め、自社の従業員の安全と働きやすさの向上を目指し、お客様に安定した質の高い物流サービスの提供に努めます。

○荷主企業と共に、環境に配慮した効率的な物流の実現を常にを目指し、適切な原価計算に基づいた価格設定により、乗務員の待遇改善と雇用の安定を図り、安全で質の高い物流と社会的な価値を認められるパートナーシップの構築を目指します。

○『働きやすい職場環境認証制度』 ☆1取得

令和4年7月15日
(令和6年11月1日更新)

株式会社鶴見運送 代表取締役 三浦 政人
企 業 名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。